

適正化情報

平成28年5月12日

会員各位

公益社団法人 北海道トラック協会
適正化事業実施本部

貨物自動車運送事業法違反による逮捕事案について

標記については、先般、開催された北海道トラック協会理事会の冒頭挨拶の中で、伊藤会長より「名義貸し」及び「白トラ使用」等脱法行為の根絶をお願いしてきたところでありますが、誠に残念な事に下記の事案が発生しました。

つきましては、業界の輸送秩序の向上に資する厳格な法令遵守の推進について、今一度、徹底をお願いいたします。

なお、本件については、北海道運輸局長より、業界に対する法令遵守の徹底について文書が発出される予定となっている他、今後も継続的に捜査が実施されるとの情報を得ていることを申し添えます。

記

北海道新聞(夕刊)

2016年(平成28年)5月11日(水曜日)

運送業名義貸し疑い

札幌中央署は11日、貨物自動車運送事業法違反(名義貸し)の疑いで、北広島市大曲緑ヶ丘2、運送業小川治男容疑者(65)を逮捕した。また、同署は同法違反(無許可営業)の疑いで、札幌市南区藤舞3の1、無職細田誠容疑者(45)と、仙台市太白区桜木町、トラック運転手山田恭正容疑者(66)を逮捕した。

小川容疑者の逮捕容疑は昨年11月、自分の会社名義で登録した運送事業用のナンバープレートを、会社の従業員ではない細田、山田両容疑者に貸した疑い。細田、山田両容疑者の逮捕容疑は無許可で運送業を行った疑い。

ナンバープレートを借りた運転手はこのほかに17人おり、同署は近く同法違反容疑で書類送検する方針。同署によると、小川容疑者はナンバープレートを貸した見返りとして月約3万円を受け取っていたという。